

## 奈良県内国公立高等教育・研究機関における連携・協力に関する協定書

奈良教育大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、奈良国立博物館、奈良文化財研究所、奈良工業高等専門学校、奈良県立医科大学、奈良県立大学及び奈良県立橿原考古学研究所の奈良県内国公立高等教育・研究9機関（以下「各機関」という。）は、奈良県内の各機関の教育・研究活動等の進展のため、連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、各機関の教育・研究活動、産学官連携、社会貢献活動等、広く連携を図り、各機関の更なる充実発展に資することを目的とする。

### （協定事項）

第2条 各機関は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に協力し、及び連携するものとする。

- （1） 教育・研究活動に関する事項
- （2） 各機関の研究者・教職員・学生等、人材の交流に関する事項
- （3） 産学官連携に関する事項
- （4） 国際交流に関する事項
- （5） 社会貢献に関する事項
- （6） その他各機関が必要と認める事項

### （連絡調整）

第3条 各機関は、前条の協定事項を効果的に推進し、かつ相互の連絡調整を円滑に進めるため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

### （守秘義務等）

第4条 各機関は、本協定に基づく連携・協力において知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、既に公知であった情報及び公知となった後の情報を除き、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の前月の末日までに各機関のいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様に扱う。

### （協定内容の見直し）

第6条 各機関のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、各機関協議のうえ、必要な